

練馬区スポーツ協会表彰規程

(目的)

第1条 この表彰は、スポーツの普及と発展に貢献した個人または団体の功績を讃えることで、更なるスポーツの振興を図ることを目的とする。

(表彰区分)

第2条 加盟団体および加盟団体に所属する個人または団体であって、次の各号に該当する顕著な功績又は模範となる業績があったものを、表彰審査会の決定により、会長名をもって表彰する。

(1) 練馬区スポーツ協会特別功労者表彰

- ①加盟団体の役員であって、その団体の健全な普及発展に貢献し、また地域社会におけるスポーツの振興に尽力し、功績顕著な者で概ね30年以上の活動実績がある者
- ②オリンピック大会、アジア大会、世界選手権大会等において3位までに入賞した者

(2) 練馬区スポーツ協会特別功労団体表彰

- ①加盟団体に加盟する団体であって、組織的にスポーツ活動を実施しており、また地域のスポーツの振興と健全な発展に寄与し、もって地域社会におけるスポーツの振興に貢献した団体で概ね30年以上の活動実績がある団体
- ②オリンピック大会、アジア大会、世界選手権大会等において3位までに入賞した団体

(3) 全国優勝功労表彰

国民スポーツ大会、全日本選手権大会等の全国規模の大会において優勝した個人または団体

(4) 東京都スポーツ大会優勝功労表彰

東京都スポーツ大会正式競技で優勝した個人または団体

(5) 優良成績功労表彰

- ①東日本大会、関東大会、東京都スポーツ大会公開競技、都大会レベルの大会等において優勝した個人または団体
- ②世界大会や全国大会レベルの大会等において入賞した個人または団体

(6) 練馬区スポーツ協会ジュニア表彰

加盟団体または、練馬区スポーツ少年団に登録する個人（満15歳以下）または団体（中学校以下）で、都大会以上の大会において、顕著な成績を収めた個人または団体

(方 法)

第3条 表彰状を授与し、副賞を添えるものとする。

(候補者の推薦)

第4条 表彰候補者の推薦は、表彰に値すると認める個人・団体があるときは、その事績を精査して協会代表理事に対して行うものとする。

(提出書類)

第5条 前条に定める推薦をする場合は、表彰候補者に係る次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 推薦調書
- (2) 成績を証明する賞状、メダル、プログラム等の写し
- (3) その他、代表理事が必要と認める書類

(決 定)

第6条 表彰者を決定するために、次のもので構成する表彰審査会を置く。

会長、副会長、代表理事、業務執行理事

2 審査会は毎年6月に行う。

(時 期)

第7条 表彰は、区民スポーツ大会総合開会式の際に行う。但し、代表理事が必要と認めたときは別に定めた日に行うことができる。

第8条 この規程は、理事会の議決によって変更することができる。

第9条 この規程に定めるもののほか、表彰の実施に関して必要な事項は別に定める。

(附 則)

この基準は、令和7年7月1日から施行する。

同時に練馬区スポーツ協会特別功労賞基準、練馬区スポーツ協会表彰基準、練馬区スポーツ協会ジュニア表彰基準は廃止する。